

山形県感染症予防計画について

計画の概要

- 〔位置づけ〕 感染症法第10条の規定による都道府県の感染症予防計画 〔計画期間〕 令和6年度から令和11年度（6年間）
 〔改正の方向性〕 □ 改正された政府の「感染症予防基本指針」の内容を反映し、新型コロナ対応の課題を踏まえた感染症対策を総合的に推進する
 □ 医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等について、記載内容を充実させ、平時から感染症発生・まん延時に備えた体制を構築する

新型コロナ対応を踏まえた課題 （「感染症予防基本指針」より）

- 新型コロナへの対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、以下の対応が必要
- 医療提供体制の確保
 - 新型コロナにおける医療提供体制を参考に、新興感染症発生時に、早期に体制を構築できるように、平時からの準備が必要
 - 関係機関間の連携強化
 - 感染症に関わる各機関間で、発生時に備えた平時からの役割分担や連携体制の確認が必要
 - 自宅療養者等への医療や支援の確保
 - 自宅（宿泊施設含む）療養者、施設入所者等が安心して療養できるための対応が必要
 - 人材の養成及び資質の向上
 - 新たな感染症対策に対応できる医療専門職等の人材の確保・養成が必要

本県における課題

- 《感染症対策》
 上記の新型コロナ対応の全国的な課題に加え、本県の地域特性を踏まえた検討も必要
- 地域における関係機関間の情報共有
 - 新興感染症に関する発生状況や医療提供体制等の情報を、地域における様々な関係機関が適時に共有できる仕組みづくりが必要
 - 高齢者施設・障がい者施設における対応
 - 集団感染リスクが高い福祉施設等における、感染対策の徹底や関係機関による支援体制の強化が必要

- 《結核対策における課題》
 L T B I※1を含む結核患者の生活環境に合わせた服薬確認を行い、治療完遂の支援が必要
- ※1 潜在性結核感染症(結核に感染しているが発病していない状態)

感染症予防計画の構成

- 第1章 総論
- 感染症予防対策推進の基本的方向
 - 地域の実情に即した感染症の発生予防及びまん延防止の施策に関する事項【**拡充**】
 - ▶検査体制に関する数値目標を定め、平時から体制を整備。感染症発生・まん延時には協定に基づいた検査を実施
 〈数値目標〉▶検査実施件数（実施能力）▶検査設備の整備数 ‹新型コロナ対応を踏まえ設定›
 - 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項【**拡充**】
 - ▶医療提供体制に関する数値目標を定め、平時から体制を整備。感染症発生・まん延時には協定に基づいた医療を提供するとともに、関係機関間で適時の情報共有が可能な仕組みを構築
 〈数値目標〉▶入院の確保病床数 ▶発熱外来の医療機関数 ▶自宅療養者等へ医療を提供する医療機関数
 ▶後方支援の医療機関数 ▶医療人材の確保数 等 ‹新型コロナ対応を踏まえ設定›
 - 感染症の患者の移送のための体制の確保【**新規**】
 - ▶消防機関等と連携した移送・搬送体制を整備
 - 宿泊施設の確保【**新規**】
 - ▶宿泊療養体制に関する数値目標を定め、平時から体制を整備。感染症発生・まん延時には協定に基づいた療養体制を提供
 〈数値目標〉▶宿泊療養施設の確保居室数 ‹新型コロナ対応を踏まえ設定›
 - 新興感染症発生時における外出自粛対象者の療養生活の環境整備【**新規**】
 - ▶外出自粛対象者に対する健康観察や生活支援の体制を整備するとともに、高齢者施設や障がい者施設等におけるまん延防止に向けた支援を実施
 - 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針【**新規**】
 - ▶知事及び感染症対策連携協議会による体制整備等に係る総合調整について規定
 - 感染症の予防に関する保健所の体制の確保【**新規**】
 - ▶保健所における人員体制や設備等の整備、保健所への応援体制を整備
 〈数値目標〉▶流行開始1ヶ月において想定される業務量に対応する人員確保数 ‹想定される人員を確保›
 - 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止等並びに医療の提供のための施策に関する事項
 - 研究推進、人材養成、知識普及、その他感染症予防の施策に関する重要事項【**拡充**】
 - ▶医療従事者や保健所職員等の研修・訓練について数値目標を定め、感染症に対応できる人材を養成
 〈数値目標〉▶医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数 ‹年1回以上の実施›

- 第2章 特定の感染症対策 – 結核 –
- | | | |
|-------------------|------------------|---|
| 第一 結核の発生動向及び原因の究明 | 第二 発生の予防及びまん延の防止 | 第三 地域の結核医療連携体制の確立 |
| 第四 研究の推進 | 第五 その他必要な対策 | |
| 第六 具体的な目標等 | 1 成果目標 | ▶人口10万人対罹患率 |
| | 2 事業目標 | ▶DOTS※2実施率 ▶治療失敗・脱落率 ▶LTBI治療完了率 |
- ※2 直接服薬確認による短期強化療法